

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【会社名】	インヴァスト株式会社（注）1
【英訳名】	INV Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川路 猛（注）1
【本店の所在の場所】	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号（注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	インヴァスト証券株式会社 執行役員 大村 祐一郎
【最寄りの連絡場所】	インヴァスト証券株式会社 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
【電話番号】	03-6858-7100
【事務連絡者氏名】	インヴァスト証券株式会社 執行役員 大村 祐一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,784百万円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）1．本届出書提出日現在において、インヴァスト株式会社（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2020年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2．本届出書提出日現在において未確定であるため、インヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）の2020年3月31日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月25日開催のインヴァスト証券の定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、インヴァスト証券が2020年6月25日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びに2020年6月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2020年6月8日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

##### 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

###### 1 株式移転計画の内容の概要

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

###### 1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

##### 8 組織再編成に関する手続

#### 第2 統合財務情報

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概要

##### 2 沿革

#### 第2 事業の状況

##### 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

##### 2 事業等のリスク

##### 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

##### 4 経営上の重要な契約等

#### 第3 設備の状況

##### 1 設備投資等の概要

###### (2) 連結子会社の状況

##### 2 主要な設備の状況

###### (2) 連結子会社の状況

##### 3 設備の新設、除却等の計画

###### (2) 連結子会社の状況

#### 第4 提出会社の状況

##### 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	5,876,331株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1. インヴァスト証券の発行済株式総数5,904,400株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

インヴァスト証券は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、インヴァスト証券が2020年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式28,069株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

- 普通株式は、インヴァスト証券の2020年5月19日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認)及び2020年6月25日開催予定のインヴァスト証券の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- インヴァスト証券は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	5,876,331株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1. インヴァスト証券の発行済株式総数5,904,400株(2020年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。

インヴァスト証券は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、インヴァスト証券が2020年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式28,069株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

- 普通株式は、インヴァスト証券の2020年5月19日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認)及び2020年6月25日開催のインヴァスト証券の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- インヴァスト証券は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

(前略)

提出会社の企業集団の概要

インヴァスト証券は、2020年6月25日開催予定の定時株主総会における承認を前提として、2020年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。当社設立後の当社と関係会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) インヴァスト 証券株式会社	東京都 中央区	5,965	金融商品取引 業	100.0	10	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1．資本金は最近事業年度末時点（2020年3月31日現在）のものであります。

2．インヴァスト証券は有価証券報告書を提出しております。

3．インヴァスト証券は特定子会社に該当いたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

提出会社の企業集団の概要

インヴァスト証券は、2020年6月25日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2020年10月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。当社設立後の当社と関係会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)				
(連結子会社) インヴァスト 証券株式会社	東京都 中央区	5,965	金融商品取引 業	100.0	10	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1．資本金は最近事業年度末時点（2020年3月31日現在）のものであります。

2．インヴァスト証券は有価証券報告書を提出しております。

3．インヴァスト証券は特定子会社に該当いたします。

(後略)

### 3【組織再編成に係る契約】

#### 1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

インヴァスト証券は、同社の2020年6月25日に開催予定の定時株主総会による承認を条件として、2020年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、インヴァスト証券を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、2020年5月19日開催のインヴァスト証券の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるインヴァスト証券の株主名簿に記載又は記録されたインヴァスト証券の株主に対し、その所有するインヴァスト証券の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2020年6月25日開催予定のインヴァスト証券の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

インヴァスト証券は、同社の2020年6月25日に開催の定時株主総会による承認を条件として、2020年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、インヴァスト証券を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、2020年5月19日開催のインヴァスト証券の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるインヴァスト証券の株主名簿に記載又は記録されたインヴァスト証券の株主に対し、その所有するインヴァスト証券の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、2020年6月25日開催のインヴァスト証券の定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

インヴァスト証券の株主が、その所有するインヴァスト証券の普通株式につき、インヴァスト証券に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインヴァスト証券に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インヴァスト証券が、上記定時株主総会の決議の日（2020年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

インヴァスト証券の株主による議決権の行使の方法としては、2020年6月25日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、インヴァスト証券の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、インヴァスト証券に提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2020年6月24日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、インヴァスト証券に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、インヴァスト証券は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

インヴァスト証券の株主が、その所有するインヴァスト証券の普通株式につき、インヴァスト証券に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインヴァスト証券に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インヴァスト証券が、上記定時株主総会の決議の日（2020年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

インヴァスト証券の株主による議決権の行使の方法としては、2020年6月25日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、インヴァスト証券の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、インヴァスト証券に提出する必要があります。）。

また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2020年6月24日午後5時20分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、インヴァスト証券に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、インヴァスト証券は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

## 8【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

- 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法  
本株式移転に関し、インヴァスト証券は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、インヴァスト証券の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、インヴァスト証券の本店において2020年6月9日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2020年5月19日開催のインヴァスト証券の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、インヴァスト証券の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、インヴァスト証券の営業時間内にインヴァスト証券の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

- 2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2020年3月31日
株式移転計画承認取締役会	2020年5月19日
株式移転計画承認定時株主総会	2020年6月25日（予定）
インヴァスト証券上場廃止日	2020年9月29日（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	2020年10月1日（予定）
当社上場日	2020年10月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

- 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法  
普通株式について

インヴァスト証券の株主が、その所有するインヴァスト証券の普通株式につき、インヴァスト証券に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインヴァスト証券に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インヴァスト証券が、上記定時株主総会の決議の日（2020年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、インヴァスト証券は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、インヴァスト証券の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、インヴァスト証券の本店において2020年6月9日よりそれぞれ備え置いております。

は、2020年5月19日開催のインヴァスト証券の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、インヴァスト証券の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、インヴァスト証券の営業時間内にインヴァスト証券の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2020年3月31日
株式移転計画承認取締役会	2020年5月19日
株式移転計画承認定時株主総会	2020年6月25日
インヴァスト証券上場廃止日	2020年9月29日（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	2020年10月1日（予定）
当社上場日	2020年10月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法  
普通株式について

インヴァスト証券の株主が、その所有するインヴァスト証券の普通株式につき、インヴァスト証券に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2020年6月25日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインヴァスト証券に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インヴァスト証券が、上記定時株主総会の決議の日（2020年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）



## 第2【統合財務情報】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるインヴァスト証券の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらインヴァスト証券の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

連結経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期 (参考)
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	3,785	3,548	4,166	4,595	4,829
純営業収益 (百万円)	3,785	3,544	4,109	4,439	4,604
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	282	70	575	671	411
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失( ) (百万円)	404	118	597	486	257
包括利益 (百万円)	487	117	660	422	289
純資産額 (百万円)	10,765	10,213	10,580	10,784	10,849
総資産額 (百万円)	92,910	91,962	100,112	111,180	107,903
1株当たり純資産額 (円)	1,834.32	1,737.23	1,795.75	1,830.69	1,842.97
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( ) (円)	68.93	20.27	101.63	82.74	43.82
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	101.62	-	-
自己資本比率 (%)	11.6	11.1	10.5	9.7	10.0
自己資本利益率 (%)	-	-	5.8	4.6	2.4
株価収益率 (倍)	-	-	10.36	10.64	12.37
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	823	425	2,050	1,668	1,146
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	339	1,042	184	1,524	314
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	651	436	309	217	3,858
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	5,971	4,108	5,673	5,513	7,900
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	71 (8)	77 (9)	73 (11)	82 (11)	93 (10)

(注) 1. ~ 8. (略)

9. 第61期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるインヴァスト証券の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらインヴァスト証券の連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

## 連結経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 （百万円）	3,785	3,548	4,166	4,595	4,829
純営業収益 （百万円）	3,785	3,544	4,109	4,439	4,604
経常利益又は経常損失 （百万円） （ ）	282	70	575	671	411
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失（ ） （百万円）	404	118	597	486	257
包括利益 （百万円）	487	117	660	422	289
純資産額 （百万円）	10,765	10,213	10,580	10,784	10,849
総資産額 （百万円）	92,910	91,962	100,112	111,180	107,903
1株当たり純資産額 （円）	1,834.32	1,737.23	1,795.75	1,830.69	1,842.97
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 （円） （ ）	68.93	20.27	101.63	82.74	43.82
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 （円）	-	-	101.62	-	-
自己資本比率 （％）	11.6	11.1	10.5	9.7	10.0
自己資本利益率 （％）	-	-	5.8	4.6	2.4
株価収益率 （倍）	-	-	10.36	10.64	12.37
営業活動によるキャッ シュ・フロー （百万円）	823	425	2,050	1,668	1,146
投資活動によるキャッ シュ・フロー （百万円）	339	1,042	184	1,524	314
財務活動によるキャッ シュ・フロー （百万円）	651	436	309	217	3,858
現金及び現金同等物の期末 残高 （百万円）	5,971	4,108	5,673	5,513	7,900
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	71 (8)	77 (9)	73 (11)	82 (11)	93 (10)

（注）1.～8.（略）

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

2020年5月19日 インヴァスト証券の取締役会において、インヴァスト証券の単独株式移転による持株会社「インヴァスト株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年6月25日 インヴァスト証券の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、インヴァスト証券がその完全子会社となることについて決議（予定）

2020年10月1日 インヴァスト証券が株式移転の方法により当社を設立（予定）

当社普通株式を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場（予定）

なお、インヴァスト証券の沿革につきましては、インヴァスト証券の有価証券報告書（2019年6月26日提出）をご参照ください。

（訂正後）

2020年5月19日 インヴァスト証券の取締役会において、インヴァスト証券の単独株式移転による持株会社「インヴァスト株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2020年6月25日 インヴァスト証券の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、インヴァスト証券がその完全子会社となることについて決議

2020年10月1日 インヴァスト証券が株式移転の方法により当社を設立（予定）

当社普通株式を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場（予定）

なお、インヴァスト証券の沿革につきましては、インヴァスト証券の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）及び四半期報告書（2019年8月13日、2019年11月13日及び2020年2月13日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

## 2【事業等のリスク】

（訂正前）

### (1) 当社の事業内容及び事業環境に係るリスク

当社は、取引所 F X、店頭 F X、店頭 C F D 及び取引所 C F D 取引をオンラインにて提供しております。これらの収益は、日本国内のみならず、世界各地の市況の動向や投資需要の変化により大きく影響を受ける傾向にあり、市場の環境によっては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 競合について

当社の主要な事業である金融商品取引業は、証券、銀行、保険という垣根を越えた競争が激化しつつあり、各社はそれぞれの特徴を出した顧客の獲得、サービスの向上、取扱い商品の多様化を推し進めております。

このような環境下において、当社が他社に対する競争力を維持できない場合等においては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 信用リスク

顧客に係る信用リスク

当社は、取引所 F X、店頭 F X、店頭 C F D 及び取引所 C F D 取引について、顧客から受け入れた証拠金の範囲内での取引を提供しております。また、顧客の取引口座開設にあたっては、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理を行っております。しかしながら、突発的な事象により価格が大きく変動する等の場合は、受け入れた証拠金を超える損失が顧客に発生する可能性があります、当社の顧客に対する債権の全部又は一部が回収できなくなった場合においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) カバー取引に係るリスク

当社が提供する、店頭 F X 及び店頭 C F D は、顧客と当社による相対取引であります。顧客に対する当社のポジションのリスクをヘッジするため、海外の金融機関（カウンターパーティ）等と契約を締結し、顧客との売買取引により発生した当社グループのポジションについて、カバー取引を行うことで、リスクを回避しております。

しかしながら、想定外の事象が発生し、当社がカバー取引を行うまでの間に為替相場や E T F 価格が大きく変動する等の場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、より安定的な取引環境を提供するカウンターパーティを選択して契約を締結しておりますが、カウンターパーティのシステム障害の発生等の理由により取引不能となった場合は、当社が価格変動等のリスクを負うこととなります。また、当社が契約しているすべてのカウンターパーティが取引停止状態となった場合は、当社は顧客との取引を停止する可能性があります。

信託保全等に係るリスク

当社は、取引所 F X 及び取引所 C F D における顧客からの預り資産については取引所に直接差し入れる方法により、また、店頭 F X 及び店頭 C F D における顧客からの預り資産については株式会社三井住友銀行で、信託保全を行っております。しかしながら、何らかの事由により、金融商品取引法等が要請する管理の方法に抵触する事態が生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 法的規制について

金融商品取引業について

（略）

個人情報の保護について

2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されましたが、当社は、個人情報の保護は、信用を基礎とする金融商品取引業者に求められる重要な責務と認識し、顧客情報等の書類及び法定帳簿の具体的な管理方法や顧客データへのアクセス制限・使用方法を社内規程として策定し、個人情報管理の周知徹底を図っております。しかしながら、何らかの要因により当社又は外部委託先から当社の保有の顧客情報が漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

— その他の関係法令等について

当社は、上記、          の各種法令諸規則のほか、「金融商品の販売等に関する法律」その他の規制を受けております。当社はかかる法令諸規則等の遵守に努めておりますが、当社及び当社の役職員において、何らかの事由により、これらの法令諸規則等に違反する事実が発生した場合には、当社の風評、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 内部管理体制について

当社はこれまで企業規模に応じた内部管理体制の強化に努めてまいりました。今後におきましても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を含めた内部管理体制の一層の充実に努めてまいりますが、適切かつ十分な内部管理体制が整備できなかった場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システムについて

システム障害について

当社が業務を行う上で、コンピュータシステムは必要不可欠なものであり、そのため、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターの利用等システムの安定稼働に努めております。

しかしながら、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。

当社ではシステム障害の発生に備え、システムのバックアップや回線の二重化等の体制を整えております。

しかし、何らかの障害が発生し、顧客取引の処理を適切に行えない場合等には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム開発等について

当社は、各種のオンラインサービスを展開するにあたり、新たなサービス並びに商品の提供、又は顧客利便性の向上による競争力強化のためには、継続的なシステムの開発及び改良等が不可欠であると認識しております。

システム開発が計画どおりに進捗しなかった場合、システム投資の額が想定を超えて多額になった場合及び当初予想していたとおりの投資効果が得られない場合等においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

外部委託先について

当社は、取引にかかわるシステム処理業務の一部を外部委託しております。外部委託先のシステム障害、処理能力の一時的な限界等、何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

(8) 今後の事業方針について

当社は外国為替証拠金取引を中核事業として、顧客数、預り証拠金等の事業基盤の強化を行う一方、収益源の多様化のため、新たなサービス、事業展開を検討、実施してまいります。

しかしながら、顧客のニーズや市場環境に適應できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 資金調達について

当社は、事業の特性上、業務の遂行に必要となる資金を機動的かつ安定的に調達する必要があります。

このため自己資金に加え、金融機関からの借入という安定的な資金調達のため、当座貸越契約を締結する等、資金調達の多様化を図っております。しかしながら、経済情勢その他の要因により、資金調達が困難となる若しくは資金調達コストが上昇する等の場合においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 筆頭株主との関係について

当社の代表取締役社長 川路猛の父親である川路耕一氏は、当社の筆頭株主であります。

2020年3月末日現在における同氏の議決権所有割合は67.83%（間接所有分を含む。）であり、当社株主総会の承認を要する事項（取締役の選任及び解任、配当の実施、合併又はその他の企業結合の承認等）に影響力を有しております。そのため、今後、同氏と当社との関係に変化が生じた場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 海外での事業展開について

当社は、オーストラリアに子会社を有しており、今後、現地における法的規制を受ける可能性や、市場動向・為替変動等の事由により子会社の事業展開に影響が出た場合、当社グループの業績及び財務状況等に影響を与える可能性があります。

また、当社のビジョンは「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」ことであり、ビジョン達成に向けた海外における投資や事業展開も積極的に進めていくつもりです。

そのため、今後、海外事業を拡大するにあたり、当社には為替リスク、現地規制リスク、カントリーリスク等が生じる可能性があり、当社の経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

## (12) その他

## ストックオプションについて

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

2020年3月末日現在の残存する新株予約権の個数は、5,610個（561,000株）であり、今後、その行使が促進される場合には、当社株式の1株当たり株式価値が希薄化する可能性があります。

## 訴訟等について

当社は、顧客本位の姿勢とコンプライアンスを重視し、お客様等との紛争の未然防止に努めておりますが、何らかの理由により発生したトラブルが訴訟等に発展し、万一当社の主張が認められなかった場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (訂正後)

## (1) 当社の事業内容及び事業環境に係るリスク

当社グループは主たる事業として、外国為替証拠金取引（FX取引）に係るサービスを提供していることから、収益は外国為替市場の影響を大きく受け、取引量は外国為替市場の変動率（ボラティリティ）に大きく左右される傾向があります。

外国為替市場の変動率が高まれば取引は活発に、変動率が低ければ取引は減少傾向となることから、ボラティリティが低い相場が継続する等の市況環境によっては、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応については、CFD取引などFX取引以外の投資アセットクラスの拡充や、FXやCFD取引と異なる収益構造をもつ事業領域への進出等、収益の多様化が重要であるとの認識のもと、より幅広いお客様に利用いただける商品・サービスの開発、提供に努めてまいります。

## (2) 競合について

当社グループが行う金融商品取引業は、証券、銀行、保険という垣根を越えた競争が激化しつつあり、各社はそれぞれの特徴を出した顧客の獲得、サービスの向上、取扱商品の多様化を推し進めております。

このような環境下において、当社グループの差別化戦略が競合他社の戦略と比べて劣る等の場合においては、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があり、このようなリスクは常態的に発生する可能性があると考えられます。

当該リスクへの対応については、当社グループの強みを最大限に発揮した独自の自動売買ソリューションの提供や、顧客の運用成績向上に資する高付加価値サービスの開発等に注力し、商品・サービスの開発・改善を継続的に行うことにより、競争力の維持に努めてまいります。

## (3) 信用リスク

## 顧客に係る信用リスク

当社グループが提供する外国為替証拠金取引及びCFD取引は、顧客から受け入れた証拠金を担保としたレバレッジ取引です。当社グループは、ロスカット制度により、顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように努めておりますが、為替相場の大きな変動等により、受け入れた証拠金を超える損失が顧客に発生する可能性があります。これにより、当社グループの顧客に対する債権の全部又は一部が回収できなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応については、顧客の取引口座開設時等において、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理する等の与信リスク管理を行っております。

また、当社の子会社（インヴァストキャピタルマネジメント）が営む貸金業においては、融資先の倒産や経営悪化等の要因によって、予期できない延滞・貸倒れ等が発生することがあり、これにより、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該融資については、取引先を法人に限定して取引時の審査を厳格に行うとともに、リスクが顕在化した場合の債権保全策を講じたうえで実行しております。融資後も継続的に与信管理を行っており、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。

#### 信託保全等に係るリスク

当社は、取引所 F X / C F D 取引における顧客からの預り資産については取引所に直接差し入れる方法により、また、店頭 F X / C F D 取引における顧客からの預り資産については株式会社三井住友銀行で、信託保全を行っております。しかしながら、何らかの事由により、金融商品取引法等が要請する管理の方法に抵触する事態が生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) カバー取引に係るリスク

当社グループが提供する、店頭 F X / C F D 取引は、顧客と当社グループによる相対取引であります。顧客に対する当社のポジションのリスクをヘッジするため、海外の金融機関（カウンターパーティ）等と契約を締結し、顧客との売買取引により発生した当社グループのポジションについて、カバー取引を行うことで、リスクを回避しております。

しかしながら、想定外の事象が発生し、当社グループがカバー取引を行うまでの間に、為替相場や E T F 価格が大きく変動する等の場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、より安定的な取引環境を提供するカウンターパーティを選択して契約を締結しておりますが、カウンターパーティのシステム障害の発生等の理由により取引不能となった場合は、当社グループが価格変動等のリスクを負うこととなります。また、当社グループが契約しているすべてのカウンターパーティが取引停止状態となった場合は、当社グループは顧客との取引を停止する可能性があります。

#### (5) 日本国内の法的規制について

##### 金融商品取引業について

（略）

##### 個人情報の保護について

2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されましたが、当社グループは、個人情報の保護は、信用を基礎とする金融商品取引業者に求められる重要な責務と認識し、顧客情報等の書類及び法定帳簿の具体的な管理方法や顧客データへのアクセス制限・使用方法を社内規程として策定し、個人情報管理の周知徹底を図っております。しかしながら、何らかの要因により当社グループ又は外部委託先から顧客情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 貸金業について

当社の子会社（インヴァストキャピタルマネジメント）が営む貸金業は、「貸金業法」等の適用を受けております。子会社は、「貸金業法」に基づく貸金業登録により、各種の業務規制を受けているほか、金融庁が定める「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び日本貸金業協会が定める「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の適用もを受けております。

子会社は法令等の遵守を徹底しており、現時点において法令等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により子会社並びに子会社の役員及び従業員が法令等に抵触した場合、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられ、又は登録が取消され、当社グループの事業活動に支障を来すとともに、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の法律改正等による業務規制の変更等で業務が制限された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### その他の関係法令等について

当社グループは、上記の各種法令諸規則のほか、「金融商品の販売等に関する法律」その他の規制を受けております。当社グループはかかる法令諸規則等の遵守に努めておりますが、当社グループ及び当社グループの役員において、何らかの事由により、これらの法令諸規則等に違反する事実が発生した場合には、当社グループの風評、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして、社内規程の整備や役員及び従業員への啓蒙活動を通じて、その強化に取り組んでまいります。



## (6) 内部管理体制について

当社グループはこれまで企業規模に応じた内部管理体制の強化に努めてまいりました。今後におきましても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を含めた内部管理体制の一層の充実に努めてまいります。適切かつ十分な内部管理体制が整備できなかった場合には、当社グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) システムについて

## システム障害について

当社グループが業務を行う上で、コンピュータシステムは必要不可欠なものであり、そのため、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターの利用等システムの安定稼働に努めております。

しかしながら、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当社グループではシステム障害の発生に備え、システムのバックアップや回線の二重化等の体制を整えております。

しかし、何らかの障害が発生し、顧客取引の処理を適切に行えない場合等には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## システム開発等について

当社グループは、各種のオンラインサービスを展開するにあたり、新たなサービス並びに商品の提供、又は顧客利便性の向上による競争力強化のためには、継続的なシステムの開発及び改良等が不可欠であると認識しております。特に、当社が提供するAIシグナル配信サービス「マイメイト」は、原則として、その基幹システムを内製開発・自社保有しております。システムのリリース前には入念に品質チェック等を行うことにより、システムの品質管理に努めておりますが、システム開発が計画どおりに進捗しなかった場合、システム投資の額が想定を超えて多額になった場合及び当初予想していたおりの投資効果が得られない場合、また、システムの不具合、処理能力不足、通信回線の障害等が発生した場合、当社グループの経営成績や財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 外部委託先について

当社グループは、取引にかかわるシステム処理業務の一部を外部委託しております。外部委託先のシステム障害、処理能力の一時的な限界等、何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社グループの業績に影響が及ぶおそれがあります。

当該リスクへの対応として、当社グループは、定期的に外部委託先へのヒアリングや監査を実施するほか、必要に応じて改善指導を行う等、外部委託先との関係強化に努めております。

## (8) 今後の事業方針について

当社グループは外国為替証拠金取引を中核事業として、顧客数、預り証拠金等の事業基盤の強化を行う一方、収益源の多様化のため、新たなサービス、事業展開を検討、実施してまいります。

しかしながら、顧客のニーズや市場環境に適応できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 資金調達について

当社グループは、事業の特性上、業務の遂行に必要な資金を機動的かつ安定的に調達する必要があります。

なお、現状においては、資金需要の大半を自己資金で賄っておりますが、これに加え、金融機関からの借入という安定的な資金調達のため、当座貸越契約を締結する等、資金調達の多様化を図っております。しかしながら、各事業の成長や、子会社の増加等による資金需要が高まった際に、経済情勢その他の要因により、資金調達が困難となる、若しくは資金調達コストが上昇する等により、適時に当社グループの望む条件にて資金調達ができない場合、当社グループの事業成長を阻害することとなり、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 筆頭株主との関係について

当社の代表取締役社長 川路猛の父親である川路耕一氏は、当社の筆頭株主であります。

2020年3月末日現在における同氏の議決権所有割合は67.83%（間接所有分を含む。）であり、当社株主総会の承認を要する事項（取締役の選任及び解任、配当の実施、合併又はその他の企業結合の承認等）に影響力を有しております。そのため、今後、同氏と当社グループの関係に変化が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。同氏は、現在までのところ安定保有を維持しておりますが、今後、その所有株式の一部を処分することがあれば、市場における当社株式の供給が増加することが考えられ、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) 海外での事業展開について

当社グループは、オーストラリアに子会社を有しており、今後、現地における法的規制を受ける可能性や、市場動向・為替変動等の事由により子会社の事業展開に影響が出た場合、当社グループの業績及び財務状況等に影響を与える可能性があります。

また、当社グループのビジョンは「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」ことであり、ビジョン達成に向けた海外における投資や事業展開も積極的に進めていくつもりです。

そのため、今後、海外事業を拡大するにあたり、当社には為替リスク、現地規制リスク、カントリーリスク等が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

## (12) その他

## ストックオプションについて

当社グループは、ストックオプション制度を採用しております。

2020年3月末日現在の残存する新株予約権の個数は、5,610個（561,000株）であり、今後、その行使が促進される場合には、当社株式の1株当たり株式価値が希薄化する可能性があります。

## 訴訟等について

当社グループは、顧客本位の姿勢とコンプライアンスを重視し、お客様等との紛争の未然防止に努めておりますが、何らかの理由により発生したトラブルが訴訟等に発展し、万一当社の主張が認められなかった場合には、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）及び四半期報告書（2019年8月13日、2019年11月13日及び2020年2月13日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

### 4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）及び四半期報告書（2019年8月13日、2019年11月13日及び2020年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社の状況

（訂正前）

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

### 2【主要な設備の状況】

(2) 連結子会社の状況

（訂正前）

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (2) 連結子会社の状況

##### (訂正前)

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）をご参照ください。

##### (訂正後)

当社の完全子会社となるインヴァスト証券の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (訂正前)

当社は、いわゆるテクニカル上場により2020年10月1日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるインヴァスト証券と同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券のコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）をご参照ください。

#### (後略)

#### (訂正後)

当社は、いわゆるテクニカル上場により2020年10月1日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるインヴァスト証券と同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券のコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

#### (後略)

## 第5【経理の状況】

#### (訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経理の状況については、同社の有価証券報告書（2019年6月26日提出）及び四半期報告書（2019年8月13日、2019年11月13日及び2020年2月13日提出）をご参照ください。

#### (訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるインヴァスト証券の経理の状況については、同社の有価証券報告書（2020年6月25日提出）をご参照ください。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月26日関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第61期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第61期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社の異動及び主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の決定）の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日関東財務局長に提出。

(訂正後)

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

##### 【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日関東財務局長に提出。